

地域クラブ立ち上げの流れ（チェックリスト）

地域クラブ設立希望団体は、申請期間内（9月1日～11月6日まで）に防府市に申請が必要です。地域クラブの活動は、申請を行った翌年の4月1日以降に開始することになります。

地域クラブ活動を開始するまでの流れについては、以下の通りです。

【新たに地域クラブの立ち上げを希望する団体】

立ち上げの流れ	内 容
① 事前相談 相談先：地域クラブ管理事務局	<確認事項> ☐対象種目 ☐活動場所 ☐活動目的 ☐指導体制・指導者 ☐指導内容 ☐活動日 ☐活動時間 ☐活動実績 ☐使用道具 ☐団体の拠点 ☐規約 ☐会費 ☐謝金 ☐定員 ☐認定要件 ☐会計管理体制 ☐スケジュール ☐指導者資格
既存の地域クラブと同一の種目の立ち上げ希望があった場合は、活動場所や加入者数等に基づき調整を行う。	
② 申請手続き 提出先：地域クラブ管理事務局 申請期間 (9月1日～11月6日まで)	<提出書類> ☐認定申請書 ☐規約または会則 ☐指導者資格等 ☐活動計画書 ☐収支予算書
<u>申請期間内（9月1日～11月6日）</u>に申請書類を揃えて、防府市クラブ管理事務局まで提出する。 防府市クラブ管理事務局は認定要件を確認し審査を行う。	
③ 認定書の交付	<地域クラブ活動開始にあたっての説明> ☐防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン ☐会計事務の説明
④ 指導者研修（11月末頃）	<研修会への参加> ☐研修受講修了証の写しの提出 必要に応じて山口県が開催する指導者研修を受講する。
⑤ 生徒・保護者への周知 (12月～4月頃)	<クラブ管理事務局> ☐地域クラブ一覧表の配付 ☐HPへの掲載 <地域クラブ立ち上げ団体> ☐チラシやリーフレット等の配付 ☐体験会・説明会を実施
⑥ 地域クラブ活動の開始	<開始後の提出書類> ☐年間活動計画書 ☐月間活動計画書 ☐参加者名簿 ☐保険加入状況（指導者・生徒） ☐緊急時の連絡体制 ☐会計報告書